

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の更なる特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する雇用調整助成金の特例措置として、以下の事項について改正を行う。

特例措置の期間の延長

出向の支給対象労働者に関する要件の緩和

緊急対応期間の延長

助成額の上限額の引上げ

出向の期間に関する要件の緩和

助成率の整理

その他所要の暫定措置

【現行制度の概要】

- 雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成するもの。
- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成する。
大企業：1/2 中小企業：2/3
()8,330円が雇用保険基本手当日額の最高額が日額上限
- 雇用調整助成金の支給対象労働者は、支給対象事業主に雇用され、雇用調整の対象となりうる雇用保険被保険者（被保険者期間が6か月未満の者等は除く。）であること。
- 出向により労働者の雇用の維持を図る場合、雇用調整助成金を受給するためには、出向期間が3か月以上かつ1年以内であって出向終了後出向元事業所に復帰するものであることを要件の1つとしている。

【現在の特例措置】

- 雇用調整助成金の対象期間の初日が令和2年1月24日から起算して6か月が経過する日までの間にある場合、新型コロナウイルス感染症に関する雇用調整助成金の特例措置を利用することができる。
- 緊急対応期間中（令和2年4月1日～6月30日）においては、上乘せ措置として、助成率の引上げを行っている。等
- 休業及び教育訓練については、被保険者期間が6か月未満の者についても、雇用調整助成金の支給対象労働者に含める。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第6号並びに第2項

4. 公布日等

公布日：令和2年6月中旬

施行期日：公布の日

(2.(1)については、令和2年1月24日以降に開始した出向について適用する。2.(1)から までについては、令和2年4月1日以降に開始した休業等及び出向について適用する。)

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

■ 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から 9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) 解雇等を行わない場合： 10/10 (中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) 解雇等を行わない場合 10/10 (中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件： 1か月以上 1年以内

赤字部分が今般の追加拡充箇所